

～4月から町税等をスマートフォンアプリで納付できます！～ スマホ決済利用開始のお知らせ

利用開始
4月1日

4月1日から、スマートフォンやタブレットで町税や使用料などの納付書に付いているバーコードを読み取り、決済アプリで納付することができるようになります。
時間や場所を問わず町税などの納付ができるようになりますので、ぜひご利用ください。

スマホ決済で納付できるもの

- 町・県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 町営住宅使用料
- 保育料
- 水道料金
- 下水道使用料
- 農業集落排水施設使用料
- 温泉料金

利用方法

- ①スマートフォンまたはタブレット端末に**スマホ決済アプリ**をダウンロードして利用登録をする。
- ②スマホ決済アプリの電子マネーをあらかじめチャージする。
- ③お手元に町税等の納付書を準備する。
- ④スマホ決済アプリごとの手順通りにスマホ等で納付書のバーコードを読み取り、支払いする。

利用できる決済アプリ



●スマホ決済で納付できない場合

次のような納付書は、スマホ決済では納付することができませんので、金融機関または役場および各支所で納付してください。

- ・バーコード印字のないもの
- ・納付書1枚の金額が30万円を超えているもの
- ・納期限を過ぎたもの
- ・汚損等でバーコードが読み取れないもの
- ・金額を訂正したもの



●ご利用上の注意事項

- ・スマホ決済で納付された場合、領収書は発行されません。納付履歴は、各アプリの利用明細で確認できます。
- ・領収書や軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)が必要な方は、スマホ決済ではなく、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。
- ・スマホには「三種町へ、いつ、何円払った」履歴しか表示されません。税金等の種類や期別の表示はされませんので、支払った納付書にメモするなどしてください。
- ・納付手数料は無料ですが、アプリ使用時の通信料は利用者負担となります。
- ・納付後の取り消し、変更はできませんのでご注意ください。
- ・スマホ決済で納付し、さらに納付書で金融機関やコンビニエンスストアなどで納付した場合、重複納付になりますのでご注意ください。

詳しくは、町ホームページ「スマホ決済による納付について」をご確認ください。

◆問い合わせ先 会計課 会計係 ☎ 85-4819